

水産政策審議会企画部会

第 1 0 0 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第100回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年8月25日（木）13時00分

閉会 令和4年8月25日（木）14時00分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也 田辺 恵子
中川 めぐみ 橋本 博之 山下 東子 吉川 文

（特別委員）大谷 勉 川原 明子 窪川 かおる 後藤 理恵
佐々木 ひろこ 菅原 美徳 関 いずみ 高橋 健二
永沼 博明 中村 清作 野田 一夫 深川 沙央里 深川 英穂
結城 未来 和田 律子

3. その他出席

（水産庁） 山口漁政部長 藤田資源管理部長 廣野増殖推進部長
田中漁港漁場整備部長 山里企画課長 魚谷水産経営課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第100回企画部会
議事次第

日 時：令和4年8月25日（木）13:00～14:00

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和4年度水産白書の作成方針等について

（2）漁業経営改善制度の現状と課題及び認定制度の活用に向けた見直しについて

4 閉 会

○企画課長 それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただいまから水産政策審議会第100回企画部会を開催したいと存じます。

6月28日付けで企画課長を拝命いたしました山里でございます。本日の事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の企画部会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨いたしまして、これと併用させながら御参加いただく形で開催させていただいております。

御発言の際には、ウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリックしていただきまして、発言の意思を表示していただき御発言を頂きますようお願い申し上げます。また、御発言されるまでは音声はミュートに設定をしていただきまして、御発言の際にミュートを解除していただき御発言いただきますようお願い申し上げます。

また、音声トラブルなどがある場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて事務局までその旨をお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の出席状況について御報告申し上げます。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員11名中ウェブによる参加を含めまして8名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しているということを御報告させていただきます。

また、特別委員につきましては、16名中ウェブによる参加を含め15名が出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

水産政策審議会議事規則第6条に基づき、会議は公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で、水産庁ホームページに掲載させていただきますので、あらかじめ御了承いただき、御協力をお願い申し上げます。

では、今回の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に6種類の資料を配付しているかと思います。資料1、これは委員・特別委員名簿、資料2、令和4年度水産白書の作成方針・スケジュールについて、資料3-1、漁業経営改善制度の見直しについて、資料3-2、漁業経営改善制度の見直しについて、参考資料1が水産基本法の抜粋、参考資料2が関係参照条文の抜粋でございます。資料はございますでしょうか。特に問題なければ進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思いますので、部会長、どうぞよろしくお願いいたしますします。

○山下部会長 はい、承りました。

皆さん、こんにちは。今日は記念すべき第100回ということなんですけれども、残念ながら、またコロナの関係でこちら会場にいるのは委員としては私1人ということになってしまいました。これからまた白書に向けてのラウンドが始まりますので、ウェブでちょっとどかしいところはございますけれども、活発な議論の方、よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は二つございますが、1が令和4年度水産白書の作成方針について、2が漁業経営改善制度の現状と課題及び認定制度の活用に向けた見直しについてです。

また、本日の企画部会は14時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力、よろしくお願いいたしますします。

それでは、最初の議題の令和4年度水産白書の作成方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長でございます。

それでは、お手元の資料の2に基づきまして、議事の1でございますが、令和4年度水産白書の作成方針等につきまして御説明申し上げます。

まず、資料2の1ポツでございますが、まず令和4年度水産白書の位置付けでございますが、水産基本法第10条の規定に基づきまして、政府は毎年、水産の動向、また、講じた施策に関する報告と、また講じようとする施策を明らかにした文書を、閣議決定の上、国会に提出することとされております。内容につきましては、令和4年度水産の動向、令和4年度に講じた水産施策、令和5年度に講じようとする水産施策の3部構成によりまして提出するものでございます。

2ポツでございますが、作成方針でございます。

まず、(1)の水産の動向についてでございます。水産の動向に関する編成の基本的な考え方でございますが、水産白書は国民に対して、水産をめぐる動向を情報提供する重要なツールでございますので、以下を基本としながら各年度の最新の動きを適切に反映することと考えております。

まず、一つ目は、分かりやすくということを旨としまして写真や図表、また用語解説、コラムなどを用いるとともに、簡明で平易な記述としまして、昨年度に引き続きスリム化

を行うということを考えております。また、詳細な情報につきましては、それらの情報が掲載されます農林水産省ウェブサイトなどのQRコードを付すこととしたいと考えております。

また、二つ目としまして、水産施策上、重要な特定テーマについて掘り下げた分析を行う特集を設けることとしております。

さらに、三つ目としましては、我が国水産業をめぐる一般的な情勢を分析いたします一般動向編を設けるという考えでございます。

その構成でございます。

まず、一つ目の特集でございますが、最近の国際情勢下での我が国の水産業と食料安全保障ということテーマとしたいというふうに考えております。2ページおめくりいただきまして別紙1を御覧になっていただきたいと思います。この特集の構成案につきまして御説明申し上げます。

今回、テーマとして考えておりますのが、最近の国際情勢下での我が国の水産業と食料安全保障ということでございます。

まず、一つ目は、ロシア・ウクライナ情勢下での我が国水産業ということでございます。

ここに記載のとおり、ロシアによるウクライナ侵略によりエネルギーや食料の需給逼迫、また、物価高騰などが引き起こっておりまして、我が国の水産業にも大きな影響が生じてきているところでございます。

輸入依存度が高い水産物につきましては、ロシアからの輸入への依存度が高い品目を中心としまして関税の引上げ、又は国内産の魚価など、我が国の水産加工・流通業に対しても様々な影響がございましたので、それらについて記述することを考えているところでございます。

また、燃油等の生産資材の高騰という状況もございますので、そういった状況について我が国の漁業への影響、また、対策について記述することを考えております。

それと加えて、北西太平洋の漁業におけますロシアと我が国との漁業の関係についても、記述するということを考えているところでございます。

また、二つ目でございますが、水産物における食料安全保障ということにつきましても、今回、掘り下げたいというふうに考えております。

ロシアによるウクライナ侵略などを契機としまして、我が国では食料安全保障に関する重要性、これが再認識されているということでございます。そのためにも、水産物に関し

まして食料安全保障に係る考え方、また、食料安全保障上のリスクの検証ですとか、また、その対策などについて説明をする記述を設けたいというふうに考えているところでございます。

ページの最初に戻っていただきたいんですが、二つ目の一般動向編でございます。

一般動向編につきましては、令和３年度以降の我が国水産業の一般動向を記載することを考えております。その具体的な構成でございますが、例年どおりでございますけれども、第１章では水産物の需給・消費の動向、次のページでございますけれども、第２章で我が国の水産業をめぐる動き、第３章は資源と漁業関係をめぐる動き、第４章が国際情勢、第５章が漁村に関すること、第６章が東日本大震災からの復興という、六つの章の構成を考えております。

それから、次に水産施策についてでございます。

これも例年どおりでございますけれども、令和４年度に講じた水産施策及び令和５年度に講じようとする水産施策について、今般策定されました水産基本計画や予算などを踏まえまして記述することを考えております。

最後に、審議等のスケジュールでございます。

例年同様、５月下旬頃の閣議決定を目指して作業を進めることを考えております。また、可能な限り、食料・農業・農村白書、森林・林業白書及び食育白書と並行して作業を進めていくことを考えております。

具体的なスケジュール感としましては、この表にございますように、水産の動向に関しては、今回の特集テーマ、作成方針、作成スケジュールについて、本日御審議いただいた上で、１２月に予定しております、次回の企画部会において骨子案を御審議いただき、来年の２月及び４月に、それぞれ一次案、二次案の御審議を頂いて、５月下旬頃に閣議決定される流れを考えております。また、水産施策につきましても、来年２月及び４月上旬において骨子案などを取りまとめまして、御審議いただきたいと考えているところでございます。

水産白書の作成方針等につきましては以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様から御質問や御意見を頂きたいと思っております。発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックしてお知らせください。発言者についてはこちらから御指名しますので、御指名の後、マイクのミュートを外して御発言ください。

それでは、何か御意見、御質問などいかがでしょうか。

挙手ボタン、大洋エーアンドエフの川原委員ですね。川原委員、お願いいたします。

○川原特別委員 ありがとうございます。

また、令和4年度の水産白書の作成方針・スケジュールについての御説明、ありがとうございました。

拝見いたしまして、この特集テーマに関してですが、最近の国際情勢下での我が国の水産業と食料安全保障とのこと。昨年同様、社会情勢を反映したもので興味深いです。また、構成案は提案されたものでよいのではないかと思います。

具体的に、1番ですが、ロシア・ウクライナ情勢下での我が国の水産業では、皆様も御存じのとおり、漁業においては燃油の高騰で大きな影響を受けております。また、入漁交渉や入漁への影響、北太平洋漁業委員会（N P F C）の本会議が延期されたりですとか、その他ロシアがメンバー国となっている条約の会議でも、様々な影響が出ていると聞いております。このような事実につきまして事例を挙げるなど、何が起きているのか、一般の皆さんが興味を持つことができるように、この作成の基本的な考え方にもありますように、丁寧に分かりやすく説明していただければと思います。

また、2番の水産物における食料安全保障。食料安全保障のリスク検証や対策について説明されるとのことですが、リスクに対し政府はきちんと準備を整えているということを示していただければ、国民が安心できるのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、窪川委員、お願いいたします。その後、結城委員でお願いします。では、窪川委員。ミュートを外してください。

○窪川特別委員 質問というより気が付いたということで恐縮なんですけれども、まず、大変この特集に関しましては時宜を得て、良い特集だと思います。

テーマの文言ですけれども、我が国の水産業というのを先に出した方が、水産庁の白書としてはよろしいのではないかと感想を持ちました。

次に、構成案の1と2に関しても、非常に分かりやすく国民の皆様に理解をしていただける内容で、期待が高まりますが、一つ懸念は、この令和4年度として状況をどこまでまとめられるのかが懸念になりますので、ロシア・ウクライナ情勢以外の、下のところに北

西太平洋と書いてありますけれども、そういったことも含めて書いていくといいのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次は結城委員、お願いします。

○結城特別委員 どうぞ、今回もよろしくお願いいたします。

○山下部会長 お願いいたします。

○結城特別委員 お二人からも今、御意見ありましたように、今回の特集、本当に旬なテーマを持ってきていただいて有り難いなと思っておりますし、個人的にも大変興味深く拝読したいテーマでございます。

このロシア・ウクライナ情勢下での我が国水産業についてなんですが、先ほども御発言があったように、各方面から関心が高いところですので、読みやすいように心がけていただければと思っています。

ただ、情報がたくさんありますと、どうしても文章や内容を詰め込む形になりがちです。そこで私の御提案としては、一番最初に、例えばこのロシア・ウクライナ情勢が始まってからこういうことが起きたという概要話があった後に、表を作り、そこにエネルギーに関してはこれがある、これが変わった、例えば水産に関してはこれとこれとこれが変わったというように、ウクライナ侵攻前後の状況の変化を箇条書きで項目で示していただいた後に、丁寧に解説していただくというやり方をしていただくと、一目で変化や読者ご自身の関心が高い点をチェックしやすいのではないかと思います。その辺りの編集の仕方とか、まとめ方をお願いできればと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 高橋です。

特集については、今のロシア・ウクライナの情勢、これは当然トップ項目として記述をしていただくということについては当然なんだろうというように思っております。この中で、この下の方にありますけれども、我が国の漁業への影響ということで、特にロシアの極東の漁業が我々と密接な関係もございますし、また、魚自体が日本のEEZ内、それから、ロシアのEEZ内を回遊する魚もおりますので、そういう意味では、この辺はきちん

と書いておいた方がよろしいだろうというように思っております。

また、輸入の話もここにありますが、現在、日本の漁業の中で、この2番の食料の安全保障にも関わってくるのですが、1兆6,000億円もの輸入をしているわけで、国内消費の約半分が輸入品と、こういうことになっています。これらを改めて食料安全保障にかけて危機感を持っていただくというような特集であってほしいというように思っております。

また、燃料等々についても、やはりこれだけ高騰してきますと漁船を動かす、稼働させる術がなくなってくるということになりますので、国民と食料の関係というものについては記載をしていただきたいというように思っております。

特に、食料安全保障の考え方などについて記述をしたいということでございますので、この考え方というのがどのような考え方に基づいて記載するのか分かりませんが、きちんと記載をすべきだというように思っています。この紛争なり大災害なり、いわゆる有事の際の食料の安全保障というものをどう考えるかということが非常に大きい問題になると思います。我々は水産業に従事しておりますので、水産物を通して食料の安全保障というものをきちんと確保していくというような特集に組んでいただければ有り難いというように思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今、挙手していらっしゃる方が私の画面からはなかなか見当たらないんですけれども、いかがでしょうか。

それでは、その間に私から意見を申し上げますと、二つほどありまして、一つは食料安全保障と水産業というのでしょうか、水産業における食料安全保障というものの定義があったらいいんじゃないかと。お書きになるでしょうけれども、そういうふうに私は思いました。

それからもう一つは、ロシア・ウクライナ情勢下なんですけれども、これはその白書が出るのは来年の5月くらいに発表されるので、そのときに一体どうなっているかということで、今と同じような状況であればウクライナ情勢下の我が国水産業だけでも、もしかしたら希望的には収束しているかもしれないと。それから、更に別の問題が起きているかもしれないということを考えると、最後の方までその情勢をにらみながら、玉虫色でちょっと内容を適宜書き換えられるような覚悟をしながら作っていくのがいいのではないかと

いうふうにも思いました。

私のところからは今のところ以上なんですけれども、ほかには何かよろしいでしょうか。

よろしければ、事務局からのお答えをお願いします。

○企画課長 企画課長でございます。

様々な御意見を頂きましてありがとうございます。

まず、川原委員ほか複数の委員からもございました特集テーマの記述については、今回のロシア・ウクライナ情勢下での我が国水産業の影響につきまして、まさに何が起きているかということについて、分かりやすく丁寧な説明ができるように、記述したいと考えております。

また、食料安全保障につきましても、どのようなリスクがあって、また、それに対してどのように対処していくかということについても、これも現在考えられていること、また今後、検討していくことについて、丁寧に記載をしていくように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、窪川委員からございました、テーマのタイトルに関して我が国水産業を先に持ってくるということについて、これも少しどのような書き方がいいか、検討しまして御相談させていただきたいというふうに思っております。

それから、このテーマに係る情勢として、どの時点まで書けるのかという御指摘については、先ほど山下部会長からも御指摘ございましたが、白書の編成過程において、どのように国際情勢が進展し、特にロシア・ウクライナ情勢がどのような動向をたどるかということにもよると思うのですが、今年度、令和4年度中の動向につきましては、できる限り盛り込めるような形で整理を試みたいというふうに考えているところでございます。ここはまた改めて、次回の企画部会において御相談させていただきたいというふうに考えております。

それから、結城委員からございました、今回のロシア・ウクライナ情勢の我が国水産業への影響について、分かりやすく伝える上でどのような工夫ができるかということについては、頂いた様々な御意見も踏まえながら、記述の工夫を検討してまいりたいというふうに思います。引き続き御助言いただければ幸いです。

それから、高橋委員からございました、極東の漁業の関係や輸入の関係については、それらが、総じて我が国の水産物に係る食料安全保障に非常に重要な要素となりますので、御指摘も踏まえまして、問題意識として記述ができる方向で整理を試みたいというふうに

思います。

部会長から御指摘のございました、水産物に係る食料安全保障の定義や考え方、また、ウクライナ情勢の動向を踏まえた柔軟な内容の整理などにつきましても、今後の動向を見据えながら、いろいろ御相談させていただいて対応できるよう作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐々木ひろこ委員から挙手いただいておりますけれども、佐々木委員、お願いします。その後、深川委員も挙手していただいておりますか。そうしたら、深川委員もお願いします。深川英穂委員ですね。

では、佐々木委員、お願いします。

○佐々木（ひ）特別委員 ありがとうございます。挙手が少し遅れてしまいまして申し訳ございません。

先ほど窪川委員からも少しお話ありました、日本を先にとのお話ですけれども、私もそこはそうだなと思っておりまして。というのは、食料安全保障を考える上で、輸入を確保していくというのはもちろんそうなんですけれども、そもそも日本は数十年前まで自給できていた国ですので、日本国内の資源をいかに増やしていくかが食料安全保障上一番大きな手ではないかと思っております。ですので、今の日本の海をもう一度豊かな海に戻していく必要性というのですか、そういうことをこのところで改めて盛り込んでいただけると、とても有り難いなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、深川英穂委員、お願いします。

○深川（英）特別委員 ありがとうございます。

特集の方になりますが、（２）の水産物における食料安全保障の中にロシアの問題だけでなく、近年養殖業界では毎年のように甚大なる赤潮被害を受けている状況の記載をお願いしたい。45年以上の養殖経験の中でも本年のようなカレニアミキモトイによる赤潮被害というのは初めての経験です。例年は給餌後に大量の酸素が必要なブリに被害が出るのですが、今回はタイ、シマアジ、フグ、カワハギ、そして天然魚までも被害があり、海岸に死骸が浮き上がってくるほど高濃度のカレニア赤潮でした。

温暖化と集中豪雨そして赤潮、それから台風の巨大化等も含めまして、記載していただき、何か手を打ち今後の食糧生産の安定化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

平成25年に一度、養殖業の持続的発展というところでは取り上げていただいておりますが、このときからすれば、さらに温暖化の影響は進み、海に与えている影響はかなり大きなものがございまして。天然資源も含めまして、様々な取組の中でやはり自国での自給率を上げるための施策というのを本気でやっていただくためにも、是非何かここに赤潮、温暖化の関係等を含めて取り上げていただければというふうに感じております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今お二方からは、国際というよりは国内の安全保障という視点が必要ではないかとの御意見だったんですけれども、これについても検討して下さい。何かお答えがあればお願いいたします。

○企画課長 御意見ありがとうございます。企画課長でございます。

今頂きました点につきましても、おっしゃるように我が国の食料安全保障を考える上で、国内の生産量といいますか、資源の確保といいますか、資源の回復であること、また温暖化ないしは、そういった赤潮などの被害に対する対応ということにつきましても、非常に重要な論点であると思いますので、できる限りそういったことも盛り込むことも想定しながら、今後の編成について様々検討してまいりたいというふうに考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいらっしゃいませでしたら、次の議題に移りたいと思います。

次は、漁業経営改善制度の現状と課題及び認定制度の活用に向けた見直しにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○水産経営課長 水産経営課長の魚谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1、3-2に基づいて御説明をいたします。

まず今回、この件につきまして時間を割いていただく理由について簡潔に御説明をしたいと思います。資料3-1の1.に、この「制度の趣旨」として書かれております。この制度、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、我々、略称で通常は「漁特法」と呼んでおりますけれども、この法律に基づく制度でございまして、こちらは、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画というのを作成して、農林水産大臣又は都道府県知事

の認定を受けた漁業者の皆さん等に対しまして、経営の改善に必要な資金の融通の円滑化といった形での支援措置を講じるという制度でございます。

この制度を運用する上で、経営改善を図る改善計画ですね、これの認定の基準となります指針というのがあるんですが、こちらを制定するとき、あと、変更するときについては水産政策審議会の意見を聞くということが法定されております。

そういったことから、今回、来年度に向けて制度の見直しをしていきたいと考えておりまして、それに関する、今回は第1回目の御説明という形で、まずは制度の仕組み、あと、近年のこの制度の運用状況を説明させていただくとともに、今後のスケジュールですとか、見直しの基本的な方向性についてお示しをさせていただくという趣旨でございます。

この資料3-1の2.の「制度の概要」というところに、この改善計画、あと、その認定基準となります改善指針について書いてございます。

まず、この経営改善計画作成をしていただける者でございますが、こちらは漁業者、あと漁業協同組合等ということになっております。

この改善計画を認定する者でございますけれども、こちらは農林水産大臣、都道府県知事がありますが、漁業種類等によってどちらになるか決まっております、書かれておりますように、総トン数120トン以上の船舶によるかつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、あと、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協、つまり、漁業種類別漁協等になりますけれども、こちらについては農林水産大臣が認定をします。それ以外については都道府県知事が認定をすることになっております。

したがって、こちら大臣許可漁業であっても、例えば、沖合底びき網漁業ですとか大中型まき網漁業であれば、そういったものについては大臣許可漁業でありますけれども、認定する者は、基本的に地元の都道府県知事ということになります。

(3)として「認定基準」と書いてございます。こちら、農林水産大臣が、「漁業経営の改善に関する指針」というものを告示で定めております。こちらに照らして適切なものかどうかと、あと、その経営の改善を確実に遂行するために適切なものか、という観点から基準を設けておりまして、それに照らして認定をするという形でございます。

(4)として、認定を受けた場合のメリット措置でございますけれども、こちら認定を受けた認定漁業者向けの制度資金の借入れ、融通を受けることができるようになる、あるいは補助事業によってこういった資金に対する利子助成ということで、実質無利子化というような措置も取られるということでございます。

続きまして、改善計画の認定の基準となります改善指針でございます。こちら、現行の内容を記載してございまして、内容的には、まず、その経営改善の内容の例示ということで、どういったものかということですが、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化といったものが書かれております。

それで、基本的な認定の基準、一番重要なところですが、こちら経営の相当程度の向上を図るための取組ということで、定量的な指標を設けて、これに合致するものという形で定めております。

現在、三つの類型に応じましてこの指標を分けて規定をしております。類型としては、一般型、地域連携型、新規就業者型の三つがございます。

まず、一般型ですが、こちらについては計画期間5年間で、減価償却前の利益、あるいは、付加生産額、また、これらの従業員1人当たりのものについて、伸び率が15%以上を目指すという形のものということになっております。

続きまして、地域連携型でございます。こちら、浜の活力再生プラン等と連動する形での取組を行う場合という形でございまして、こちらの目標の指標としては、計画期間3年以上5年以内で減価償却前の利益の伸び率が、この浜プランでの所得向上の目標の伸び率以上ということでございます。

通常、浜プランでの所得向上の目標値は5年で10%以上を目指すということになっておりますので、これと一致する、又はそれ以上の形での向上を目指していただくという形でございます。

最後三つ目、新規就業者型でございます。こちら、対象は漁業経営を開始してから3年未満の方々ということになります。こちらについては、計画期間5年間の終了時における減価償却前の利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上を目指していただくという形でございます。

これら三つの類型に従って、目標値を設定していただく基準が定められているということでございます。

こちら、一般型以外の二つ、地域連携型と新規就業者型については、5年前にこの制度の見直しを行ったときに追加された新しいもの、この型を定めてから5年経っているものということでございます。

続きまして、次のページに行ってくださいまして、この制度の活用状況ですが、こちら令和2年度末現在の数字を記載してございます。経営改善漁業者、この認定を受け

た漁業者の数としては423人、漁業経営体、全体約7万経営体弱でございますけれども、それに占める割合としては0.6%ということになっております。

それで、今回見直しを行うという方針なわけですが、4.のところを見ていただくと、「改善指針の見直し」でございますが、こちらについては水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うということとされているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、前回の見直しは5年前、平成29年4月に行われております。今回、新たな水産基本計画に定められた基本的な方針等を踏まえて、5.に記載しておりますスケジュールに基づいて改善指針の見直しを行うこととしたいと考えているところでございます。

5.のスケジュールですが、まず、令和4年8月、本日でございますが、こちら制度の見直しの方向性の説明というところまでお示しをしたいと考えておりまして、以後、企画部会の開催スケジュールに合わせまして、12月頃にその時点での検討状況の報告、具体的な指針の見直し案のお示しはできるのではないか、ある程度の中身の詰まったものはお示しできるのではないかと考えております。令和5年2月頃に、この改善指針の変更案に係る諮問を行いまして答申を頂ければと考えております。それを受けまして、令和5年4月1日から新しい改善指針を施行するというスケジュールで考えているところでございます。

続きまして、資料3-2の方に移っていただければと思います。こちらの資料、近年の制度の運用状況と、あと大まかな見直しの方向性についてお示しをしている資料でございます。

表紙をめくっていただくと、まず経営改善漁業者の認定数の推移と目標の達成状況というものでございます。

まず、左のグラフを見ていただければと思います。こちらのグラフ、赤で示している棒グラフが、各年度における新規で認定を受けた数ということでございまして、一方で青の棒グラフについては、その年々、年度末にどれぐらいの数の認定漁業者がいたか。要は、5年間、計画期間中、取組を行っていただくということでございますので、時間差でこの年度末の数は増えていきますけれども、計画期間が終わりますとこの認定漁業者でなくなるということで、時間差で減っていくという形になっております。

こちらを見ていただくと、平成20から22年度の辺り、この赤い棒グラフがかなり、最大

で4,000を超える数になっておりまして、それに従って青の年度末の数も増えて、その後、減っているという状況でございますが、この20から22年度の新規認定者の増加ですけれども、これは当時、漁業収入安定対策の加入要件として経営改善漁業者、この認定を受けるということになっておりまして、当時はかなりの数の漁業者の皆さんが認定を受けていたということでございますが、現在は要件化されていないということで、その後減っているというような状況でございます。

続きまして、右の目標の達成状況でございます。こちらは一般型の減価償却前利益、あるいは付加生産額等の伸び率15%以上という形で計画を立てていただいているわけですが、この目標を達成できたかどうかというところを、各年度終了した年度でどうだったかということで、グラフでお示しをしているものでございます。

こちら見ていただくと、令和2年度までの分でございますが、目標を達成されている方々の割合が約7割、6割台の後半から多いときでは8割近くまで行っているということで、非常に高い状況となっているということでございます。

一方、下の細かい内訳を見ていただくと、その目標を達成されている方の割合7割前後と高いんですけれども、ちょっと足りないとか増えたけれども足りないという方はむしろ少なく、それ以外の方のうち多いのは100%未満ということで、逆にちょっと悪化したというところであるということでございます。

こちらは令和2年度までの結果ということで、令和3年度分については現在集計をしているところでございますが、左側の新規認定者数、あるいは年度末の認定数については、2年度までの状況とそれほど大きく変わっておりませんで、新規認定としては令和3年度数十件レベル、あと年度末の数字としては400件台というところでございます。

一方で、この達成状況でございますけれども、こちら令和3年度となりますと新型コロナウイルス感染症の影響等も顕著になってきているようでございまして、現在集計している途中段階ですけれども、かなり達成率は下がっている。5割を下回っているような状況になるのではないかと、現在の状況ではそういう見込みとなっております。

続きまして、次のページ、目標達成・未達成の原因ということですが、目標達成の原因ということで、こちら、調べたところでは、新造船を導入して水揚げが増加した、経費が削減された、あるいは、機関換装、機器導入等で水揚げ増、あるいは品質向上、作業の効率化といったところが大きなものとして挙がっております。

一方で、目標未達成であったというような原因ですけれども、こちらについては水揚げ

の減少、あるいは魚価安等、あと、一方で経費が増加したというのもございましたし、天候不良といったところを挙げている方もいらっしゃったということでございます。

続きまして、次のページですね。こちら、左側のグラフは先ほどのものと同じでございます。新規の認定者数は28年度以降、横ばいということでございまして、先ほど、5年前の見直しで一般型に加えて地域連携型と新規就業者型を追加したということを申し上げましたけれども、こちらの中身、この二つ新しい類型、どれぐらいだったかというのを見ますと、必ずしもその増加につながっていないということでございまして、一般型が大宗を占めているというような状況でございます。

こういった状況を踏まえまして見直しを行うということでございまして、最後、次のページでございます。現在、この改善指針で示されている経営改善の目標の類型、一般型、地域連携型、新規就業者型と三つあるわけですが、現状としては、認定数、認定を受けて経営改善に取り組んでいる漁業者の数でございますが、こちらは増えておらず横ばいと。特に5年前、平成29年の見直し時に地域連携型、新規就業者型を追加したわけですが、結果として、そういう、取り組む漁業者の広がりは限定的だったというような状況でございます。

そういった中で、現在の状況、あるいは、コロナウイルスの関係、あと、ウクライナ情勢を受けた燃油・資材の高騰といったところも含めて、そういったことも踏まえて、また、新たな水産基本計画に定められた基本的な方向・方針を踏まえて、漁業者に新たな分野へのチャレンジを促進できるように、制度、具体的にはこの改善指針の見直しを行うこととしたいと考えているところでございます。

具体的に、水産基本計画に定められた方針の中でこういったところということでございますけれども、こちらの水産基本計画3本柱として書かれておりますが、まず1本目の柱として、「海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施」という観点。

2本目の柱としては、水産基本計画では「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」とありますが、こちらを漁船漁業、あと養殖業、二つに分けてまして、まず漁船漁業については「スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化」というもの、養殖業については「ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化」というところ。

三つ目の柱として、水産基本計画では「地域を支える漁村の活性化の推進」とありますけれども、こちらについて「海業の振興等による漁村の活性化の推進」ということで、こ

ういった大きな方針を踏まえて改善指針の見直しを行いたいということでございます。

こちら、今回はこういうざっくりした大きな方向性のみということですが、これらの方針を具体的にどのように指針の見直し案に反映させていくかにつきましては、今後、検討作業を進めることとしたいと考えておりまして、次回、12月頃にはある程度の内容をお示しできるようにしたいということで考えているところでございます。

説明の方は以上でございます。

○山下部会長 水産経営課長、ありがとうございました。

それでは、委員の方々に御意見や御質問を伺いたいと思います。発言を希望される場合には、発言の挙手ボタン、こちらをクリックしてお待ちください。こちらの方から御指名をいたしましたらミュートを解除してください。何かございますでしょうか。いかがでしょう。

川原委員、お願いします。

○川原特別委員 ありがとうございます。

漁業経営改善制度の見直しについてということで御説明くださいます、ありがとうございました。

私からは、見直しの方向性について質問がございます。まだこちらは検討の最中かと思いますが、今、漁業者に新たな分野のチャレンジを促進できるような制度をお考えのこと、イメージとしては、今ある改善の目標類型が三つから四つに増えるとか、又はその三つの中に足し込まれていくとか、そんなような感じになるのでしょうか。これが質問です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、ほかに挙手されている方いらっしゃらないので、魚谷課長の方からお答えいただけますか。

○水産経営課長 川原委員、御質問ありがとうございます。

こちらは、具体的に、現在三つに加えてどういう類型を、というところまで具体化はしておりませんが、当然、この新しい分野へのチャレンジを促進という意味で、水産基本計画に書かれた方向性に従った取組を行う場合について、どういう形でこの類型なり目標、その類型に対応した目標の基準値というんですか、それを定めるかというところは、一つの大きな検討すべきところになると思います。当然、類型の追加なり、類型自体の見直しなりということはある得るということで考えております。

以上でございます。

○山下部会長 よろしいですか。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ほかにいかがでしょうか。

関委員、お願いします。

○関特別委員

この制度自体、私も余りよく理解していないところがあるのですが、今御説明を伺って感じたことなんですが、例えばその未達成の原因を見ると、これは漁業者サイドの努力だけではもう乗り越え切れない要因というのが非常にたくさんあるなということを感じています。

その見直しの方向ということで4点挙げられているんですけども、例えば環境変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施とか、そう書かれているわけですけども、やっぱり結果が出るまでに時間がすごく掛かることが多いんじゃないかなというふうに思います。一方で5年で何%という目標値があるわけですけども、この5年で何%というのは、そこは変わらない、見直さないのかなと。

数値目標を立てるのと実際に行わなきゃいけないことの間に何となく乖離性を感じてしまっているんですけども、ここら辺はいかがなんでしょうかというのが質問というか、意見です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、お答えいただけますか。

○水産経営課長 まずこの制度、確かに結果を見ると目標達成されている方々、あるいは達成されていない方々あって、目標未達成の場合に、漁業者の皆さんではどうしようもない部分というのがあるというのは、確かにそのとおりでございます。

ですので、制度上、こちら計画は作ったけれども、やるべきことをやっていないという場合には、認定の取消しというのはあり得るわけなんですけれども、取り組んだ結果として目標未達だったときに、例えば、補助金を返してくださいとか、そういうことになるものではないというところは、まず、御説明をしておきたいと思います。

一方で、先ほど令和3年度の状況、現在、集計中のものと見込まれます、という御説明をしましたけれども、確かに新型コロナの関係も先行きどうなるかというのがありますし、令和4年度以降を考え

ると、ウクライナ情勢を受けた燃油・資材の高騰というのがあるわけで、そういった中で、例えば、今、現行の一般型の15%以上の伸びを前提とした計画を作ってくださいというのが、果たして今後の状況を考えたときに可能なのかというか、適切なのかというのは、そういう論点は確かにあると思います。

ですので、そういったことも含めて、今回の見直しの中で、そういう先行き不透明な状況で、かつ、新しい資源管理ですとか、そういったところにチャレンジなり対応していただくとこの前提で、どういう目標値がいいのかというのは、一つの検討課題だというふうに考えております。

一方で、この法律上、「漁業経営の改善」というところの定義として、「経営の相当程度の向上を図ること」をいうというものがありまして、この「相当程度」といったところをどう解釈するかというのはあるんですけれども、そういった中で、これまで15%なり、浜プランに対応する形なりというものを示してきたわけなんですけれども、現在の状況下でこういった数値目標が適切なのかというのは、この見直しの中で検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

○関特別委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ほかにいかがでしょうか。

佐々木ひろこ委員、そして、高橋委員、お願いいたします。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木（ひ）特別委員 ありがとうございます。

今お話ありましたように、自然相手の産業であって、こういう経営改善というのはとても難しいんだなというふうに思いました。

私から1点だけ意見をさせていただきます。

漁船漁業については、資源管理を遂行しながらの経営改善ということですので、水揚げ量の物理的な上限がある中で、いかに売上げを上げていくか、若しくは経費削減によってその利益率を上げるかという、二択の方向になってくると思うんですね。

一方で、資料中3ページ目にありますように、過去の目標達成の原因というのを見ると、水揚げ増が大きなインパクトを見せているということを考え合わせると、今後は全く別の方向を向いて制度設計をしていかねばならないということなのかなと理解しています。

目標達成率も、かなり変わってくるのではないかなと想像します。特に、売上げを上げていくという方向性、つまり、付加価値の向上などいろいろあると思うんですけども、それは今後の日本水産業が発展するためには必須だと思いますし、とてもチャレンジングですけども、やりようによってはとてもクリエイティブにできるポイントだと思いますので、それを考え合わせた上でどのような制度設計になるのか、私ども魚を買う立場の団体の代表としてはとても楽しみにしております。

ありがとうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員　私の方から質問というかちょっと教えていただきたいのですが、漁特法の制度の活用状況ということで、令和2年度の年度末の現在ということで経営改善漁業者数が423人ということですが、この423人の皆さんはどのような漁業種に従事しているのか、どこにもその内容が出てきませんので、大多数の漁業者が従事している漁業種というものはどのような漁業種なのか教えていただきたい。

○山下部会長　分かりました。

それでは、事務局からお願いいたします。

○水産経営課長　令和2年度末、この423人の内訳については、今ちょっと手元に資料を持っていないんですけども、ここ何年か、平成26年度から令和2年度までの新規で認定を受けた方々の割合を見ますと、約半分は、ノリ養殖が大半を占めるんですけども魚類養殖以外の養殖業というのが、大体その認定の半分弱ですね。残りの半分強を、まき網ですとか、釣り、はえ縄、船びき、底びき、定置といったところが、あと、魚類養殖が、それぞれ数パーセントから10%程度の割合を占めるといったような構成になっております。

以上でございます。

○山下部会長　よろしいでしょうか、高橋委員。

○高橋特別委員　ありがとうございます。よく分かりました。

○山下部会長　ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、本議題はここまでとさせていただきます。

この後、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○企画課長　本日はありがとうございました。

まず、今後の予定でございます。次回の企画部会につきましては、11月又は12月頃の開

催を予定してございます。次回の企画部会においては、白書について、まず本日頂いた御意見などを踏まえまして、特集テーマや水産白書の構成案などについて検討を深めまして、資料を作成し、御審議を頂きたいというふうに考えております。また、漁業経営改善制度の見直しに関しましても、併せて検討案をお示しをいたしまして、改めて御意見を頂きたいというふうに考えております。

具体的な次回の企画部会の日時につきましては、後日調整させていただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、例年、委員の皆様と水産白書作成のための現地調査を行ってきているところでございますけれども、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったところでございます。今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況でもございますので、この実施の可否も含めまして今後検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御承知おき願いたいと思います。

それから最後に、6月28日付けで水産庁漁政部長に着任をいたしました山口より御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○漁政部長 皆さん、こんにちは。漁政部長の山口と申します。

6月末に着任いたしまして、今回初めて企画部会に参加させていただきます。非常に今の時期、予算の概算要求の時期ということでちょっと会議が立て込んでおりまして、遅れて着席となりました。大変申し訳ございませんでした。

本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回、令和4年度の水産白書のキックオフ、それから、漁業経営改善制度につきましても新しく議論を始めるということで、今後また、これらの大きな課題について皆様と議論させていただくことになろうかと思います。

皆様、御承知のとおり世の中が大変急激に動いておりまして、非常に資材価格等の高騰等もございますし、あるいは海外の情勢等もございます。こういったものに対応して、我が国の水産業というものが資源管理をしっかりと行いながら、着実に成長していくためにはどのようにしていけばいいかといったことについて、我々も考えていきたいと思っておりますし、是非この場でも議論させていただければと思います。

是非よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに事務局から、よろしゅうございますか。

○企画課長 事務局は、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次回は11月から12月辺りに皆様にお目にかかるということですが、その前に現地調査ができるといいなと思っております。事務局の方で考えていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。